## 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規程に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

所定疾患施設療養費算定状況(2019年4月1日 ~ 2020年3月31日)

		2019年									2020年			
		4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数			1人		2人			4人		4人	2人	1人	14人
	日数			3日		5日			8日		16日	7日	1日	40日
尿路感染症	人数	1人	1人	3人	3人	5人	3人	2人	5人	5人	6人	3人	1人	38人
	日数	5日	7日	13日	16日	28日	14日	10日	27日	21日	31日	18日	5日	195日
帯状疱疹	人数													0人
	日数													0日
合計	人数	1人	1人	4人	3人	7人	3人	2人	9人	5人	10人	5人	2人	52人
	日数	5日	7日	16日	16日	33日	14日	10日	35∃	21日	47日	25日	6∃	235日

所定疾患施設療養費について

## 【算定条件】

- 1. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ) 肺炎
  - 口) 尿路感染症
  - ハ) 帯状疱疹(抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 2. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、 処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に 連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 3. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事はできないこと。
- 4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設ホスピー滝沢